

## 質屋営業法の改正を求める意見書

- 1 近時、質屋営業の許可は受けているものの、無価値あるいはほぼ無価値な物品を預かって金員を貸し付ける偽装質屋による被害が全国で社会的な問題となっている。

これは、質屋営業の名をかりて、無価値物を担保にとり、高利の利息を取り立てることにより被害者を生活困窮に陥れるものであり、また、年金などの公的給付を受給している被害者については、その受給口座に対して「自動振替」の手続をさせ、貸金業法で禁止されている年金担保貸付の潜脱を行っているものである。

このような行為は、貸金業法や各種年金法規などに違反するものであり、到底許されるべきものではない。

- 2 また、このような行為がなされる背景には、質屋の特例高金利の存在がある。

これが認められているのは、質屋においては、質物の保管や鑑定に費用を要するためなどと説明されているが、一般的に、質屋であるからといって、通常の貸金業者と比較して、コストが大きいものと断ずることができるかについては、相当に疑問がある。

また、質屋は、質物の評価において、質物の保管等にかかるコストを反映させているのが通常であること、質物を担保に取ることによって、債権の回収は確実であることなどにかんがみると、質屋においてのみ、特例高金利を維持すべき理由があるとも考えられない。

- 3 そこで、質屋営業法を、次のように改正すべきである。

- (1) 質屋が、流質期限までの間に、元利金の支払いを受けるときは、必ず、店舗に弁済を受領するものとし、銀行口座からの自動引落等の銀行決済を利用することを禁止すべきである。
- (2) 質屋が、流質期限までの間に、元利金の支払いを受けなかったときは、質物をもって弁済に充てるものとし、流質期限後に、債務の弁済を請求することを禁止すべきである。
- (3) 貸金業法20条の2（公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限）及びその罰則規定（同法48条の5の2）と同様の規定を設けるべきである。
- (4) 質屋営業法における特例高金利（年109.5%）については、撤廃すべきである。

2013年7月14日

全国クレジット・サラ金対策協議会福島拡大幹事会参加者一同